

令和 6 年 6 月 21 日現在

機関番号：32629

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2023

課題番号：17K02557

研究課題名（和文）アメリカ合衆国における人種隔離訴訟と「分離すれど平等」原則の 法と文学 分析

研究課題名（英文）Law and Literature Analysis of the Segregation Cases and the "Separate but Equal Doctrine"

研究代表者

権田 建二 (Gonda, Kenji)

成蹊大学・文学部・教授

研究者番号：00407602

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,550,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究の最も大きな成果は、人種隔離の歴史的な成立過程を辿ることで、19世紀後半から20世紀初頭にかけて合衆国南部に顕著だった人種隔離が、一般的にそう理解されているより複雑であり、その歴史的・文化的発展のおおよその輪郭を捉えたことにある。すなわち、誰を黒人とし、誰を白人とするのか、という人種分類が多分に曖昧だったこと、さらには人種隔離を、19世紀末から20世紀初頭にかけての南部に限定するのではなく、より文化的・歴史的に広い文脈に位置付ける必要があること、そして時代と場所を超えて合衆国の人種隔離には奴隸制との思想的な連続性があることなどを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

南北戦争以後の人種隔離および「分離すれど平等」原則に関するこれまでの研究は、法学研究及び歴史研究の両方の分野でこれまで盛んに行われてきた。しかしながら、法や裁判所の判決の歴史的作用を踏まえながら、判決文等の法的言説を修辞学的・文学的に議論した研究、あるいは文学テクストを法的言説と関連させて読み解く研究は比較的少ない。本研究は、文学・非文学テクストにおける人種隔離の表象やその正当化の（あるいは反対する）議論に焦点を当て、「分離すれど平等」をより広い文化的・歴史的にコンテストに位置付けることで、19世紀末から20世紀初頭の合衆国南部に限定されない人種隔離の重層性を明らかにすることができた。

研究成果の概要（英文）：By placing racial segregation in a broad cultural and historical context, this research reveals that it was more complex and diverse than is generally understood. The practice of separating black and white races was not confined to the U.S. South of the late 19th century to early 20th century. It was already a custom in the North at least as early as the late 18th century. This study also demonstrates that racial classification was far more ambiguous than the rigid legal definitions in many Southern states which dictates who constitute blacks might state. Furthermore, this research contends that there is a strong ideological link between slavery and segregation and that is what underlay the different practices of segregation across time and geographical location.

研究分野：アメリカ文学

キーワード：人種分離 レイシズム 人種関係 法と文学

1. 研究開始当初の背景

(1) 人種分離研究の背景

南北戦争以後の人種隔離および〈分離すれど平等〉概念に関する研究は、法学研究及び歴史研究の両方の分野でこれまで盛んに行われてきた。しかしながら、法や裁判所の判決の歴史的作用を踏まえながら、判決文等の法的言説を修辞学的・文学的に議論した研究は比較的少なかった。

合衆国における人種隔離の研究は、法学的には、憲法修正第14条がどのような歴史的条件のもと制定され、それがいかにその後の裁判で解釈されてきたのかという議論としてなされてきた。このような研究としては、Loren Miller, *The Petitioners* (1966); Robert J. Harris, *The Quest for Equality* (1960); Leon Litwack, *Been in the Storm So Long* (1979) といった古典的な研究書が挙げられる。また、プレシー判決、ブラウン判決、ラヴィング判決などの判決はそれぞれ個別に詳細に研究してきた。

人種隔離の歴史学的研究は、Carl Van Woodward の古典 *The Strange Career of Jim Crow* (1955) を皮切りに多数存在する。これらの歴史学的研究も合衆国最高裁の判決を取り上げ、人種隔離が合法的な制度として成立した過程を議論している。しかし、1970年以降、Howard N. Rabinowitz, *Race Relations in the Urban South, 1865-1890* (1978) や Joel Williamson, *The Crucible of Race* (1984) などに代表される研究では、人種隔離は1890年代に確立され、そこでは、黒人と白人は厳密に峻別されてきたという、ウッドワード以降定着してきた歴史観に修正を加えてきた。さらには、Daniel J. Sharfstein, *The Invisible Line* (2011) や Ariela J. Gross, *What Blood Won't Tell* (2009) では、黒人と白人といった、自明のことと思われてきた人種の境界線が疑問視されるようになり、人種の分類は、実際はそれほど厳密になされていなかつたということが議論されるようになった。このような議論が可能であるのは、合衆国最高裁の判決から離れ、これまで顧みられることができなかつた州の裁判記録を見ることで、より大衆の肉声に近づくよう試みたからだ。このような知見を足がかりに、もう一度、合衆国最高裁の判決を読み直すことと、人種関係や社会的平等に関する一般大衆の考えと合衆国最高裁の意見の間に連続性あるいは断続性を見出すことができると考えられる。合衆国最高裁での法律家達の議論や判決がどのように現実の人種関係に対処し、またそれらがどのような影響を人種関係に与えたのかを整理して理解することで、人種関係をより重層的に捉えられるようになるだろう。

(2) 研究者の背景

研究者代表者権田建二は、これまで法と文学の比較文学研究や合衆国の人種関係に関する研究を行ってきた。本研究計画の関心は、博士論文にさかのぼる。そこでは、文学作品に法の働きがどのように表象されているかを論じる法と文学の観点から、断罪され死刑にされる殺人者を描いた物語群を論じた。中でも、Richard Wright の *Native Son* (1940) を論じる際に、1990年代以降に合衆国の法学者の間で盛んになった、法が人種をどのように扱ってきたかを批判的に分析する批判人種理論 (Critical Race Theory) の知見を取り入れたことを通して、法と文学という方法論が人種に関する言説の分析に有用であることを認識したことが研究代表者のその後の研究の方向性を決定付けた。その後、1954年に合衆国最高裁が下したブラウン判決を扱った2012年の論文「劣等性のしるしを取り除くこと」において、20世紀半ばの合衆国において、人種の分離と統合がどのように論じられてきたかを、ハンナ・アレントやW·E·B·デュボイスらの論考を通して考察したことと、合衆国における人種間の平等性の問題は、政治的・法的平等性ではなく、〈社会的平等〉という概念の問題として議論されなければならないことを認識するに至った。また、2013年からの科学研究費課題「貧乏白人の文化的表象の歴史的変遷」研究を通して、一般的にそう思ってきたように、19世紀末において、裁判所や一般大衆は、黒人と白人の間には明白な線引きができると考えてきたわけでは必ずしもなく、人種概念の曖昧さに関する新たな視点を得ることができた。また、2015年の論文「憲法の開放・奴隸の解放」では、奴隸制廃止論者のフレデリック・ダグラスは、一見奴隸制を擁護しているように思える合衆国憲法を反奴隸制の言説として創造的に読み替える文学的な読解を行うことで、反奴隸制を主張していることを論じた。このような議論を展開する上で、憲法の条文を読みこなすことはもちろんのこと、憲法の制定と奴隸制の歴史的関係、憲法制定当時の人種概念のあり方などについて調査し、得た知見が、本研究計画の下地にもなっている。

これまでの研究と本研究計画との違いは、これまで、法の働きを文学テクストにおける表象に見てきたが、本研究計画は、文学テクストよりも最高裁判所の判決文、弁護士や検察の弁論趣意書といった純粋な法学的文献を一次文献としてテクスト分析の対象にすることにある。このような試みはすでに、2012年の「劣等性のしるしを取り除くこと」という論文において、1954年のブラウン判決および、1896年のプレシー判決での合衆国最高裁の判決文を分析することによって行っている。本研究では、この方向性をさらに押し広げていき、より徹底した法的言説の文学的読解を行う。

2. 研究の目的

本研究は、19世紀末から20世紀半ばまでのアメリカ合衆国で、白人と黒人の人種隔離(segregation)を合衆国最高裁が是認する際に依拠してきた〈分離すれど平等〉("separate but equal")という原則を、人種隔離に関する合衆国最高裁の判決の文学的読解を通して批判的に考察する。その目的を、主に次の5点とした。

- a. 人種分離の習慣の成立を、〈分離すれど平等〉原則の確立時期より前に遡り、その歴史的生成過程を整理する
- b. 人種概念および人種分類の変遷を歴史的に辿り、〈分離すれど平等〉原則が一般的となつた時代の人種分離の特徴を明らかにする
- c. 〈分離すれど平等〉原則がどのような法的根拠と人種関係の理解のもとで、社会的平等と矛盾しないと法律家たちが理解していたのかを整理する。
- d. 人種隔離に反対する法律家たちが、どのように社会的平等と人種関係を捉え、〈分離すれど平等〉原則を批判してきたかを分析する。
- e. 〈分離すれど平等〉原則が否定され人種分離が是正されていく過程で、合衆国最高裁および文学的テクスト等の社会的な言説において〈社会的平等〉と〈人種関係〉の理解がどのように変化してきたかを探る。

3. 研究の方法

本研究は、主に以下の二つの活動を通して行われた。

- a. 資料収集：人種分離とそれを施行する法的言説に関する一次、二次資料を組織的に調査・収集、分類・整理する。
- b. 理論的整理：人種分離、黒人性、人種関係、人種隔離(ジム・クロウ法)に関する研究書を検討し、「人種」、「分離」、「社会的平等」という概念を軸に人種隔離に関する言説を体系的に捉えるための理論的な基盤を整理する。

これらの活動を以下の方法論的観点から実践した。

(1) 歴史的アプローチ

人種分離(ジム・クロウ法)研究の先鞭をつけた C. Vann Woodward, *The Strange Career of Jim Crow*(1955)が、人種分離は19世紀末以降の産物であると論じてから、その起源は論争的となってきた。Woodward以降の研究、特に Howard N. Rabinowitz, *Race Relations in the Urban South, 1865-1890*(1978) や Joel Williamson, *The Crucible of Race*(1984)などの1970年代の以降のものでは、人種分離の慣習がウッドワードが述べているほど新しいものではなく、法制度として厳密に整備されていなくとも、その起源を遅くとも南北戦争直後に遡ることができるというのが主流となっている。このような研究状況を踏まえて、本研究は、1896年のプレシー判決で確立された、人種分離合法化の理論〈分離すれど平等〉原則をより広い歴史的文脈に位置付けるべく、17世紀のピューリタンに遡って、人種分離、あるいは黒人に対するレイシズムの歴史を探ることとした。

(2) 非文学的言説と文学テクストの分析

本研究は、文学作品だけでなく、法的な言説をはじめ、非文学的な文献を横断的に扱った。といふのも、黒人あるいは人種分離が特定の時代にどのように捉えられていたかを探るためにには、当時の社会的・文化的言説を分析の対象とする必要があるためである。したがって、本研究では、人種隔離訴訟における合衆国最高裁の判決文、奴隸制擁護論を展開する南部白人による書物・雑誌論文、奴隸制廃止論を訴える北部の知識人たちの議論、新聞の社説といった従来の文学研究では注目が集まるることは少なかった非文学的言説をも視野に収めた。と同時に文学テクストを通して、人種分離の文化的表象を批判的に検討する。文学テクストは、必ずしも支配的言説に与して、それを補強するわけではないが、時として、支配的な言説を一般的に広める役目を果たし、図らずも支配的な言説を補強する側面もある。このような文学テクストの二面性を捉え、また非文学的なテクストも分析の対象とすることで多角的に人種分離を分析することを目指した。

4. 研究成果

本研究の最も大きな成果は、人種分離の歴史的な成立過程を辿ることで、19世紀後半から20世紀初頭にかけて合衆国南部に顕著だった人種分離が、一般的にそう理解されているより複雑であり、より時代的・地理的にも広範囲に存在していたという歴史的文脈を明らかにし、合衆国の人種分離のおおよその輪郭を捉えたことにある。これは、一つには、誰を黒人とし、誰を白人とするのか、という人種分類そのものが一般的にそう思われているほど単純ではなく、多くの曖昧さを孕んで展開してきたこと、さらには、人種分離は19世紀後半に南北戦争以降に奴隸制に変わって人種間の階層的秩序を維持するものとして南部に出現したということではなく、南北戦争以前の北部の慣習にも繋がっており、より規模が大きいということ、また、南部のものであれ、北部のものであれ、人種隔離の慣習は、根底には人種的偏見があるという点において奴隸制との歴史的・思想的に密接な関わりがあり、その連續性の否定が人種分離を根底から支えていた、

ということである。

(1) 人種分類の曖昧さ

黒人と白人の接触を忌避する人種隔離という慣習は、そもそも〈黒人〉と〈白人〉という存在を前提としているわけだが、このような人種分類は一見そう見えるほど自明ではないことを近年の研究は明らかにしている。19世紀から20世紀にかけて南部では、一滴でも黒人の血が入つていれば黒人と見なすという、いわゆる「ワンドロップ・ルール」なる考えが存在しており、血の割合によって人種を厳密に規定する原則が厳格に適用されていたというのが一般的な理解であった。しかし、Daniel J. Sharfstein, "The Secret History of Race" (2003) や Ariela J. Gross, *What Blood Won't Tell* (2009) 等による、被告の人種が争点となった裁判などの人種分離に関する法的言説の分析によれば、これは必ずしも事実ではなく、人種分類が問題とされる人物の血の割合よりも周囲から黒人とし扱われてきたかという事実がより重要視される場合があり、したがって、人種は生物学的なというよりも、慣習の問題として捉えられる面があり、誰を黒人とし、誰を白人とするかという判断は極めて曖昧さを残さず整然と下されていたわけではなかったとされる。本研究はこのような観点にのっとり、それでもなお、人の想像力を捉えてやまない「ワンドロップ・ルール」の強力な拘束力を分析することとした。19世紀末の硬直した人種観の優れた表現であるマーク・トウェインの *Pudd'nhead Wilson* (1894) という文学テクストに焦点をあてることで、この作品が生まれた背景にある、黒人の血を劣ったものとする人種的偏見を浮かび上がらせる同時に、一方では、このような文学的な言説が人種分類の流動性を否定し、それをより硬直化したものと捉える見方に貢献したことを確認した。

(2) 人種分離の歴史的概観

本研究では、人種分離は19世紀末に現れたというウッドワードのテーゼに対する、人種分離は法制度として整備されていない慣習としては、南北戦争よりも遡るという観点を踏まえて、ルイジアナ州の鉄道における車両の人種による分離が合憲かが争われた1896年の合衆国最高裁判決「プレシー対ファーガソン」において確立された〈分離すれど平等〉原則をより広い歴史的な視野に位置付けることを試みた。〈分離すれど平等〉とは、黒人専用の車両と白人専用の車両を設け、両人種を引き離し、事実上黒人を隔離することは、分けられた後の黒人車両と白人車両が質的に同等であれば、分離そのものは不平等とは言えず、合衆国憲法修正第14条の法の平等の保護に違反しないという理論である。この原則は、公立学校における人種の分離を違憲とした1954年の「ブラウン判決」によって否定されることになった。〈分離すれど平等〉原則が1896年に合衆国最高裁によって確立されたのは確かだが、それが合法化した人種分離の起源を1896年以前に遡って検討することで、1954年までの約60年間に限定するのではなく、時間的により広い歴史的文脈において、〈分離すれど平等〉原則を廃止に追い込んだ、アフリカ系アメリカ人の法的闘争の歴史を整理した。そのため、これを大きく次の5つの時間的区分に分けて検討した。(1) 奴隸制が一般化する17世紀後半から北部で奴隸制が廃止されるようになる18世紀末にかけての時代。(2) 奴隸制廃止論が盛んになる1830年代から、南北戦争が終結して奴隸制が廃止される1865年にかけての奴隸制の時代。(3) アフリカ系アメリカ人に市民権が認められるようになった1865年から1877年にかけての南部再建の時代。(4) 南部再建の反動として、人種隔離が徹底されるようになった1870年代から1910年代にかけてのニュー・サウスの時代。(5) 20世紀初頭から1960年代前半にかけての人種隔離撤廃の運動とそれに対する反発があった時代。

(3) ジム・クロウの起源：奴隸制との連続性、南北戦争以前との比較

19世紀末から20世紀前半にかけての〈分離すれど平等〉原則の法思想史的連続性を探るべく、本研究では南北戦争以前の合衆国北部の鉄道における人種隔離を調査対象として取り上げて、以下のことを確認した。(1) 南北戦争以後から20世紀半ばにかけての合衆国南部に固有の現象だと思われていた人種隔離は、ほぼ同じ形で南北戦争以前の北部においても存在していたこと。特に、鉄道が公共の交通機関として確立されるようになったごく初期の段階から、鉄道における人種隔離は鉄道会社の規則として存在していた。(2) このことは、南北戦争以前の北部でも後年の南部と同じような、アフリカ系アメリカ人に対する偏見・人種差別があったことを意味すること。(3) それと同時に、このことは南北戦争以前の北部における人種隔離と南北戦争以後の南部のそれは全く同じではなく、19世紀後半以降の南部における人種隔離は法制化されたものであるという点で大きく違っていたこと。(4) そして南部では人種隔離を法制度化しなければならなかつた理由には、人種の混交がより広い範囲で進んでいた南部では黒人と白人をより厳密に差異化・分類する必要があったことが考えられること。

こうして、南部と北部のレイシズムの連続性と同時に、南部の法制度化された人種隔離と北部で慣習としてあった人種隔離の違いを鮮明にし、〈分離すれど平等〉原則の普遍性と特異性を整理することで、本研究計画の中心的な課題である〈分離すれど平等〉原則の思想史的起源をより深く理解することに繋がった。

(4) 〈分離すれど平等〉の否定と人種隔離の撤廃に至る NAACP の戦略の整理

1909 年に設立された全国有色人種地位向上協会 (NAACP) は、その初期から人種分離の廃止を目指し法廷闘争に訴えてきた。Mark V. Tushnet, *The NAACP's Legal Strategy against Segregated Education, 1925-1950* (1987), Cheryl Elizabeth Brown Wattley, *A Step toward Brown v. Board of Education* (2014) 等の研究を踏まえて、NAACP の戦略を整理し、ブラウン判決を〈分離すれど平等〉原則をめぐる法的な言説や合衆国憲法修正第 14 条の法解釈法といった文脈に位置付けることで、〈分離すれど平等〉原則を終わらせる事となった、この判決の法言説法として特異性を明らかにすると同時に、その社会的なインパクトを明らかにすることができた。1931 年の「マーゴールド報告書」によって、合衆国憲法修正第 14 条の法の平等の保護条項に依拠して、人種分離の違憲性を訴えるという NAACP の基本方針が確立された。その後、それに則して学校教育における人種分離撤廃のための法廷闘争を NAACP は行い、それは、シピュエル判決 (1948)、スウェット判決 (1950)、マクローリン判決 (1950) といずれも人種隔離を不当として訴えた黒人原告側の勝訴となった。しかし、これらの判決はあくまでも分離された環境での平等性の保証するものであり、〈分離すれど平等〉原則を厳守しなければならないとする点で、この原則を否定するものではなかった。ブラウン判決が画期的であったのは、分離することそのものが不平等であるとしたことである。このような当たり前のことが、革命的な判決として受け止められ、その後、バージニア州のマッシブ・レジスタンスに代表される人種統合反対運動ように、南部の多くの場所で、この判決が簡単に受け入れられなかつたこと自体が、人種分離がいかに、社会の在り方として、南部において深く浸透していたかを物語っている。それはまた、ブラウン判決自体が狭義の意味での法的言説に留まるものではなく、社会のあり方を一変させるものであったことを、本研究ではブラウン判決の判決文の分析及び、この判決に至る合衆国最高裁の判事らの証言・回想を通して明らかにした。

これらの成果をまとめて結論として言えることは、合衆国の歴史の大部分で、人種分離は黒人に対するレイシズムと奴隸制と不可分に結びついてきており、このため、それは、時として法の力が及ぶ範囲をギリギリ超えた場所に位置付けられてきたということである。1883 年の公民権事件で合衆国最高裁判事ジョゼフ・P・ブラッドリーは、議会が奴隸制を廃絶し、再発を防止するための法律を制定する権限があるとはいえ、人種間の交流関係一般においても、そのような権限を適用し、白人に黒人と社会的な付き合いを強要するのは、「奴隸制を禁止するという議論の意味をあまりにも広げすぎだろ」 (*Civil Rights Cases*, 109 U.S. 3, 17 [1883]) と述べて、劇場や宿泊施設等での人種分離を合憲とした。人種間の交流を、政治的な平等とは異なった、社会的な平等 (social equality) という個人の自由の問題として捉え、人種分離を奴隸制の印として認めないことで、その後も長く人種分離は存続することとなった。合衆国最高裁が、20 世紀の合衆国最高裁が経済的な規制よりも、人権の保護をより重視することになったきっかけの一端は、1938 年のキャロリーン・プロダクツ判決の脚注 4 だったと考えられているが、19 世紀から 20 世紀初頭にかけての合衆国最高裁には、人種分離は人権を侵害するという意識が希薄だったと言えるだろう。しかし、そのような傾向は今日でも続いていることは、居住地の人種分離を見てとることができる。白人が住む地域から黒人を排除するといった居住地の人種分離は鉄道や学校におけるそれと違って、差別であることがあからさまではない。というのも多くの場合は、人種の均質性を保つことは、黒人が隣人であることに嫌悪感を覚えるといった明示的な差別感情や偏見に基づくものではなく、居住地や住居の不動産価値を維持するために必要である、という市場経済の論理・財産権の不可侵性によって正当化されてきたからだ。言わば財産権の陰で人種分離が合法化されてきたとも言えるだろう。今日まで続く黒人貧困層の密集化 (concentrated poverty) の根底にはこのような考えがある。そしてそれは、結局のところ、合衆国において、人種分離 (人権侵害) が財産権や経済的な権利という非人権的な権利より優先されないということを物語っている。そしてそれは、人種分離の是正が法の力が及ぶ範囲の境に存在していること意味するようと思われる。

(5) 今後の人種分離研究の展望

本研究によって、合衆国の人種分離の慣習の重層性が明らかになったが、それは同時にその本研究が当初想定していた範囲を超えるものであることが明らかになったということでもあり、今後の課題も多く浮き彫りになった。とりわけ、NAACP の法廷戦術及びそれに対立する南部諸州の法廷における主張に関する分析は不十分であった。人種分離はその性質として法の力を超えた範囲に位置するというテーマは今後、人種分離だけでなく、合衆国社会を理解するのに有効な視点の一つとなり得るように思われる。このことを追究するためには、より慎重な法的言説の分析と、個々の判決に至った政治的な判断の詳細な分析が必要となるだろう。また、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて合衆国南部で当たり前のように存在していた、あからさまな人種分離は人々の日常であったこと、そしてそれが地域や時代によって様々であったことなどを鑑みると、個別的・具体的な人種分離の実例にさらに注目をする必要もあるだろう。このような問題点を念頭において、今後の研究を通じて、人種分離研究の発展にさらなる貢献をすることを目指したい。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] 計2件 (うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件)

1. 著者名 権田建二	4. 卷 27
2. 論文標題 マサチューセツのジム・クロワー1830, 40年代マサチューセツの鉄道における人種分離の誕生と廃止	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 成蹊英語英文学研究	6. 最初と最後の頁 21-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 権田建二	4. 卷 85
2. 論文標題 デザインされた人種分離--メッカフラットとグウェンドリン・ブルックスのゲットー	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 日本アメリカ文学会東京支部会報	6. 最初と最後の頁 予定
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計2件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 権田建二
2. 発表標題 “A Fiction of Law and Custom” Mark Twain の Pudd'nhead Wilson における人種と法
3. 学会等名 日本アメリカ文学会全国大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 権田建二
2. 発表標題 デザインされた人種分離--メッカ・アパートとグウェンドリン・ブルックスのゲットー
3. 学会等名 日本アメリカ文学会東京支部2023年12月シンポジウム--場所のリアリティ：アメリカ社会とソーシャルデザイン
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計2件

1 . 著者名 下河辺美知子、高瀬祐子、日比野啓、舌津智之、巽孝之、権田建二他	4 . 発行年 2019年
2 . 出版社 小鳥遊書房	5 . 総ページ数 341
3 . 書名 『アメリカン・マインドの音声：文学・外傷・身体』	

1 . 著者名 成蹊大学文学部学会	4 . 発行年 2019年
2 . 出版社 風間書房	5 . 総ページ数 370
3 . 書名 Facets of English	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6 . 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7 . 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関